

# 所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例

～逐条解説～



## 前文

私たちのふるさと所沢は、狭山丘陵に代表される豊かな自然に恵まれ、鎌倉街道の拠点として発展した歴史と文化の息づくまちであり、日本で初めて飛行場がつけられた航空発祥の地でもあります。

このふるさと所沢を基盤に、それぞれの地域では、地域独自に育まれたまつりその他の有形無形の文化が、そこに暮らす人々の知恵や絆(きずな)により大切に受け継がれ、豊かな地域コミュニティが形成されてきました。

しかしながら、住宅都市としての急速な発展や、少子高齢化や核家族化の進行、また、近年の人々の価値観や生活形態の多様化等とも相まって、地域コミュニティの希薄化が危惧されています。

このような中で発生した東日本大震災により、私たちは、人と人の絆や助け合いの大切さに改めて気づかされました。高齢者はもとより、若い世代や子どもも、つながり支え合う、人と人の絆が実感できるまちづくりが求められています。

本市の自治会・町内会は、その中心的な担い手であり、地域を元気にする自主的な活動主体であるとともに、公共的な役割を果たしており、人と人の絆を実感できるまちづくりを行政と協働して進めてきたパートナーです。

ここに、本市は、地域住民、自治会・町内会、事業者及び市の相互理解と協働により自治会・町内会への地域住民の加入と参加を進め、地域の人々がつながるよう元気な自治会・町内会を応援して、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すために、この条例を制定するものです。

### 【趣旨】

「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」は、前文を持っています。

条文の規定だけでは表すことが難しい、この条例の制定に係る考え方や理念を述べています。

## 【説明】

かつて、地域の人々が皆、互いに顔見知りであった時代、人々は力を合わせて冠婚葬祭といった地域の大きな行事を営み、大切に引き継いできました。それは地域の有形無形の文化の伝承の場であると同時に、世代を超えた人々の交流の場でもありました。また人々は、近隣に住む者同士で自分たちの地域を維持し、より住みやすくしようと知恵や力を分け合ってきました。このような地域の活動を通して培われる人と人との絆は、「地域のことは、地域で決め、自分たちの手でより良くしていこう」という住民参加・住民自治の原点を担う力であり、自治会・町内会はその中心的な役割を担ってきました。

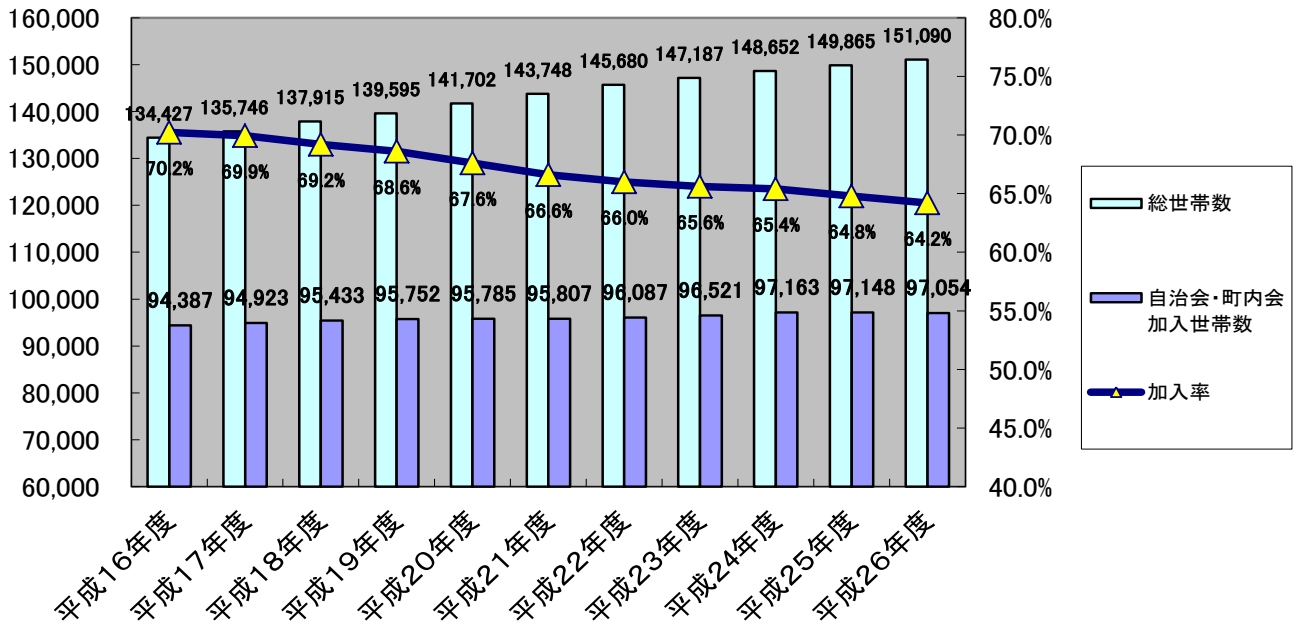
平成23年3月に発生した東日本大震災でも、近所同士の助け合いが多く命を救い、行政の手の行き届かない時期に自治会や町内会が被災状況の情報収集や炊き出しをいち早く行うなど、大きな力を発揮したことにより、私たちは地域の絆の重要性を再認識することとなりました。

そのほかにも、自治会・町内会は子どもや高齢者の見守りや声掛け、防犯活動や夜道を照らす防犯灯の維持管理、回覧板や掲示板による地域情報の提供など、より安心して快適に暮らすことができるまちづくりに主体的に取り組んでいます。

しかし、近年の社会情勢の変化や価値観の多様化により、いわゆる「自治会ばなれ」の進行とともに、地域コミュニティの希薄化が危惧されています。

所沢市における自治会・町内会への加入率は、平成26年4月1日現在で64.2%と10年間で6パーセントの減少となっています。横ばいで推移していた加入世帯数は、平成25年度からわずかながら減少に転じています。一方で、総世帯数は10年間で10%以上増加しており、結果、総世帯数に占める加入世帯の割合（加入率）は低下傾向にあります。

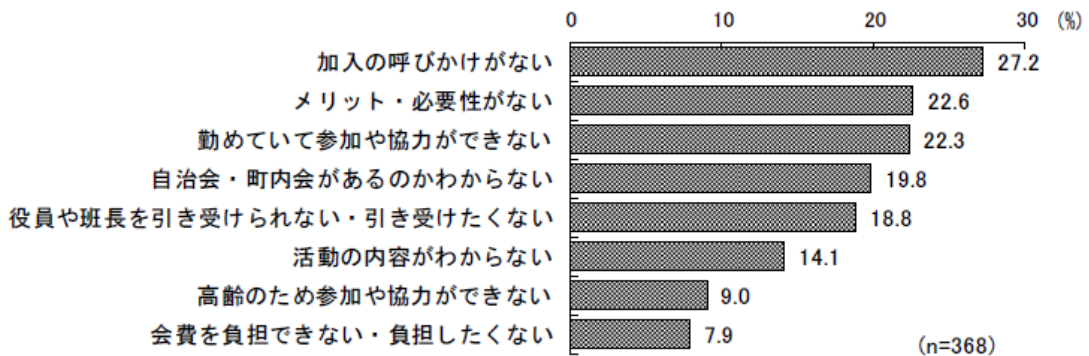
図一 1 自治会・町内会加入率と加入世帯数の推移



平成26年度コミュニティ推進課資料より

市が平成24年度に実施した市民意識調査では、自治会・町内会に加入していない理由として、「加入の呼びかけがない」「メリット・必要性がない」「勤めていて参加や協力ができない」「自治会・町内会があるのかわからない」といった回答が多くなっています。

図一 2 自治会や町内会へ加入しない理由



平成26年度版所沢市市民意識調査より

市民意識調査の結果などからは、「自治会・町内会の働きかけや情報が足りない」、「メリットが分からない」、「自治会・町内会の活動に仕事をしている世代が参加、協力しにくい」、「役員の負担が大きい」、などの課題が見えてきますが、それぞれの自治会・町内会による単独での取組には限度があります。より効果的にこれらの課題解決に取り組み、自治会・町内会への加入と活動への参加を促進して、その活性化を進めていくためには、自治会・町内会が自ら主体的に取り組むことを基本としながらも、市も積極的に支援していく必要があります。また、自治会・町内会や市だけでなく、事業者などの関係者も、それぞれの役割を認識し協働して取り組むことも必要と考えます。

こうしたことから所沢市は、地域コミュニティの中心であり、安心して快適な地域社会の実現に大きな役割を果たす自治会・町内会への加入と参加を促進するため、基本的な考え方を明確にして、総合的に取組を進めていくために、条例を制定するものです。

## 目的

### (目的)

第1条 この条例は、自治会等の活性化を推進するために、地域住民の自治会等への加入及び参加に関し、基本理念並びに地域住民、自治会等及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域住民の自治会等への加入及び参加を促進するための必要な事項を定め、もって誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、この条例の目的について規定しています。

## 【解説】

この条例では、身近な地域コミュニティの中心的な役割を果たしている自治会・町内会への地域住民の加入と参加を促進し、つながり支え合う、人と人との絆が実感できるまちづくりを進めるために、基本的な考え方を示すとともに、自治会・町内会や市だけでなく地域住民や事業者の皆さんそれぞれに期待される役割、その他必要な事項について定めています。

これにより自治会・町内会の活性化を促進することで、地域コミュニティの活性化を図り、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会を実現することを目的としています。

## 【参考】

所沢市の自治の基本理念及び基本原則を明らかにし、市民等の権利、責務及び役割、市の役割及び責務並びに市政運営の基本的事項を定める「所沢市自治基本条例」には、自治会・町内会を含む地域コミュニティについて、市民、地域コミュニティ、市長その他執行機関の役割について規定しています。

### 所沢市自治基本条例（平成23年7月1日施行）抜粋

（地域コミュニティ）

- 第9条 市民は、地域コミュニティ（自治会等の地縁による団体及びボランティア、非営利活動団体その他の市民活動団体等で共通した目的を持ち、地域で活動するもの）の担い手であり、これを守り育てるよう努めるものとします。
- 2 地域コミュニティは、地域の課題解決のため、組織の活性化及びネットワークによる連携の強化に努めるものとします。
- 3 市長その他執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重しつつ、地域の課題解決に必要な支援に努めるものとします。



「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」は、地域コミュニティの構成要素であり中心的な役割を果たしている自治会・町内会の活性化を進めるために、自治会・町内会への加入と参加を促進しようとするものです。

## 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 地縁に基づき形成された自治組織で、自治会、町内会その他の団体をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (3) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（以下「住宅の建築等」という。）を業として行う者（これらの代理又は媒介をする者を含む。）をいう。

### 【趣旨】

この条例を解釈する上での共通認識を図るため、使用される用語について規定しています。

### 【解説】

〈第1号関係〉

この条例で「自治会等」とは、自治会・町内会その他の地縁に基づいて形成された、住民の任意による自治組織をいい、スポーツ同好会のように特定の目的の活動を行う団体や、老人クラブ、女性会、子ども会等、構成に年齢・性別等の特定の属性を必要とする団体は含みません。所沢市では、「自治会」、

「町内会」、「町会」、「区」などの名称が用いられています。

所沢市では、平成26年4月現在、11の地区に278の自治会・町内会が組織されています。

#### 〈第2号関係〉

市内に事務所や事業所を有する個人や法人を「事業者」としています。この条例の目的のために、市内の企業や商店といった事業者の方々にも一定の役割が期待されています。また、社会福祉法人、学校法人等も「事業者」に含まれます。

#### 〈第3号関係〉

「住宅」は、人の居住を用途とする建築物で、戸建て住宅や共同住宅を含みます。この条例では、市内に所在する住宅について建築、販売、賃貸又は管理（住宅の建築等）を業務として行う事業者を「住宅関連事業者」としています。個人で住宅の賃貸を行ういわゆる「大家さん」も、その住宅の賃貸を業としている場合にはこれに含まれます。また、住宅の売主や貸主に代わって取引を行う事業者、売主と買主あるいは貸主と借主の間に立って取引を仲立ちする事業者も「住宅関連事業者」としています。

## 基本理念

### （基本理念）

第3条 自治会等への加入及び参加の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 地域において、誰もが安心して快適に暮らすために、自治会等が重要な役割を担っていること。
- (2) 地域住民の多様な価値観が尊重され、その自主的かつ自発的な取組が重要であること。



- (3) 自治会等の自立性や個性を損なわない配慮が必要であること。
- (4) 地域住民、自治会等、事業者及び市の相互理解と協働により行われること。

### 【趣旨】

この条例に基づく自治会等への加入及び参加の促進に関する基本的な考え方を述べています。

### 【解説】

#### 〈第1号関係〉

私たちが地域で安心して快適に生活するためには、良好な近隣関係が不可欠であり、その中で自治会・町内会は重要な役割を果たしています。

#### 〈第2号関係〉

地域には、様々な価値観や、世代や生活状況、居住年数などにより異なった考え方を持つ人々が暮らしています。自治会・町内会への加入や参加の促進には、このような人々の多様性の尊重や、それぞれの自主的な姿勢が重要です。

#### 〈第3号関係〉

自治会・町内会それぞれの自立性や個性を尊重することが大切です。市などが自治会・町内会に関与する場合にも、このことに配慮する必要があります。

#### 〈第4号関係〉

自治会・町内会や市だけでなく、地域住民や事業者といった様々な主体が互いに理解、尊重し合い、協働して自治会・町内会への加入と参加を進め、誰もが住みやすい、安心して快適な地域社会づくりを目指すものです。

## 地域住民の役割

(地域住民の役割)

第4条 地域住民は、地域の一員であることを認識し、地域で安心して快適に暮らすために、自治会等が重要な役割を担っていることを理解し、自治会等への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めるものとする。

### 【趣旨】

地域住民の役割について述べています。

### 【解説】

自治会・町内会への加入は、強制されるものではありません。しかしながら、自治会・町内会は地域の防犯、防災、福祉など様々な方面で地域住民の生活に関わり、重要な活動を行っています。夜道を照らす防犯灯の設置をはじめ、高齢者や子どもの見守り・声掛け、防犯活動、環境美化活動、お祭りの開催など、自治会・町内会は、自分たちの住む地域を自分たちの手でより良くしていこうという自治の原点でもあります。

私たちは、まず、自らが地域の一員であることを認識するとともに、より良い地域づくりに自治会・町内会が重要な役割を果たしていることに目を向け、自治会・町内会に加入してその活動に積極的・主体的に参加することが望まれるものです。

この条例における「地域住民」は、それぞれの自治会・町内会の区域に居住する人を表します。人が安心して快適に暮らしていくために、居住している場所が属する自治会・町内会との関わりが密接であることから、「市民」や「住民」という全体を指す概念でなく、「地域住民」ということばで表しています。

なお、自治会・町内会の区域は固定的なものではなく、例えば、それまで

区域の外側であった空地に住宅が建ち人が住むようになることで、区域が広がるなど、変化することがあります。



Q 自治会・町内会への加入は義務なのですか？

A 自治会・町内会への加入は強制されるものではなく、この条例も地域住民に対して自治会・町内会への加入や参加を義務づけるものではありません。地域に暮らす一人ひとりが「地域の一員」であること、自治会・町内会が重要な役割を果たしていることを認識することによって、自主的かつ自発的な加入と参加が進むことを期するものです。

## 自治会等の役割

(自治会等の役割)

- 第5条 自治会等は、地域の中心的な担い手として、積極的かつ主体的な活動に努めるものとする。
- 2 自治会等は、地域住民の自発的な自治会等への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、自治会等の活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するよう努めるものとする。
- 3 自治会等は、地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担う人材の育成に努めるものとする。

### 【趣旨】

自治会・町内会の役割について述べています。

### 【解説】

自治会・町内会は、暮らしやすい地域づくりを中心的に担ってきた存在と

して、防災や防犯活動、環境美化活動や地域住民相互の交流、親睦など、様々な活動を行っていますが、加入世帯の減少、役員のなり手不足などの課題もあります。また、市民意識調査に見る未加入の理由からは、自治会・町内会の活動や運営について十分な情報が地域住民に伝わっていないという課題が見えてきます。

これらの課題に対し、それぞれの自治会・町内会の自立性や個性を尊重することを基本に、自治会・町内会に期待される役割について述べています。

#### 〈第1項関係〉

自治会・町内会の活性化を進めるに当たっては、まず自治会・町内会自らが積極的に取り組みを進めることが期待されます。

#### 〈第2項関係〉

地域活動や行事等を通じた地域住民の交流の機会を設けたり、回覧や掲示板の活用などにより自治会・町内会の活動状況を積極的にお知らせするなど、転入してきた人や地域との関わりの薄い人にとっても、加入や参加がしやすいような工夫が望まれます。

#### 〈第3項関係〉

組織づくりや運営においても、中立性や公平性に配慮しながら、分かりやすい会則づくりや明朗な予算・決算の報告、適切な役割の分担など、参加しやすい開かれたものとするとともに、若い世代をはじめとする、これからの地域を担うことができる人材が育ちやすい環境づくりも必要です。

## 事業者の役割

(事業者の役割)

第6条 事業者は、事務所又は事業所が所在する地域の自治会等の活動への参加及び協力を努めるものとする。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会等へ加入し、又はその活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

### 【趣旨】

市内の事業者の役割について述べています。

### 【解説】

〈第1項関係〉

事業者も地域社会の重要な一員です。事業者にも、自治会・町内会への理解と協働のもとに、できる限り地域の自治会・町内会の活動に参加し、又、協力して、地域社会の活性化に寄与していただくことが期待されています。

〈第2項関係〉

仕事を離れて地域に戻れば、従業員も、それぞれが地域の一員であることから、事業者には、従業員の地域活動の重要性への配慮とともに、従業員が自治会・町内会に加入したり、活動に参加することへの理解や業務の調整などをお願いするものです。

## 市の責務等

### (市の責務等)

第7条 市は、地域住民の自発的な自治会等への加入及び主体的な参加を促進するために必要な支援を行うものとする。

2 市は、各種事業の実施に当たっては、関係部署の連携に努め、自治会等の負担に配慮するものとする。

3 市職員は、自治会等の重要性を理解するとともに、その職務の遂行に当たっては、自治会等との協働に努めるものとする。

### 【趣旨】

市と市職員の責務について述べています。

### 【解説】

#### 〈第1項関係〉

市は、地域住民や自治会・町内会の自主性や自立性を尊重しながら、自治会・町内会への加入と参加を進めるために必要な支援を行うことを責務としています。

#### 〈第2項関係〉

本来、自治会・町内会は、より暮らしやすい地域づくりや住民同士の交流を行う団体です。市の業務に関する様々な依頼や文書の送付によって自治会・町内会の負担が過重なものとなり、本来の自治会・町内会活動に支障を与えることがないように、市の業務の実施に当たっては、関係部署が連携し配慮する必要があります。

#### 〈第3項関係〉

この条例では、市の職員にも自治会・町内会に対する配慮を求めています。市職員は、自治会・町内会が地域社会において重要な役割を果たしているこ



とを理解し、この条例の目的を達成するために、自治会・町内会をはじめとする様々な主体との協働の下、職務を遂行するものとします。

## 住宅関連事業者による自治会等への加入促進等

(住宅関連事業者による自治会等への加入促進等)

第8条 住宅関連事業者は、自治会等への加入及び参加の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

3 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者と当該住宅が所在する地域の住民との良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとする。

### 【趣旨】

市内の戸建て住宅や共同住宅に新たに入居する人の加入促進等に係る住宅関連事業者の協力について規定しています。

### 【解説】

転入や転居は、自治会・町内会への加入の機会でもあります。自治会・町内会への加入促進を図る上で、市内における住宅の建築や販売、賃貸、管理を行う事業者（住宅関連事業者）の理解と協力は欠かせません。また、入居者が賃貸契約を更新しようとする場合にも、同様の協力をお願いするものです。

〈第1項関係〉

自治会・町内会への加入と参加を促進するための市の施策への協力を求めています。

### 〈第2項関係〉

自治会・町内会に関する情報を入居者に提供することを求めるものです。具体的には、その地域の自治会・町内会の紹介や、市が自治会・町内会への加入と参加を進める条例を制定して、自治会・町内会への加入と参加を進めていることを伝えていただくなどが考えられます。

### 〈第3項関係〉

また、住宅の建築等に当たって、入居者と地域社会との良好な近隣関係が保持されるよう配慮いただくことも求めています。共同住宅の良好な管理や、回覧板や掲示板による入居者への情報提供への協力により、トラブルを未然に防いだり、入居者と地域とのつながりづくりに寄与いただくことが期待されます。

### 【参考】

自治会等、住宅関連事業者、市が一層連携して加入と参加の促進を図るため、平成26年10月から11月にかけて、市内2つの住宅関連事業者団体と所沢市自治連合会、所沢市との間で、それぞれが連携して自治会・町内会への加入や参加の促進を図ることを趣旨とする協定を締結しました。

### 「所沢市における自治会等への加入等の促進に関する協定」

○所沢市自治連合会、公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会所沢支部、  
所沢市の三者による協定 (平成26年10月27日締結)

○所沢市自治連合会、公益社団法人 全日本不動産協会埼玉県本部所沢支部、  
所沢市の三者による協定 (平成26年11月20日締結)

### 〈協定の内容〉

所沢市自治連合会

……自治会等への加入等の促進を主体的に進める。

住宅関連事業者団体

……会員事務所において新規入居者や住宅購入者に加入促進チラシ等の配布を行うとともに、契約時に自治会・町内会への加入を働きかける。

所沢市

……積極的に自治会等への加入等の促進を図り、それぞれの団体に対して必要な支援を行う。



Q 住宅関連事業者の協力は義務的なものですか？

A 条例は、住宅関連事業者に義務を課すものではありませんが、条例の趣旨をご理解いただき、ご協力を極力お願いするものです。さらに、協定を締結した団体の会員事業者においては、協定書の内容に基づいた具体的なご協力のお願いをしていくものです。

## 市による自治会等への加入促進施策等

(市による自治会等への加入促進施策等)

第9条 市は、自治会等への加入及び参加の促進に係る活動その他自治会等の組織及び活動の維持を支援するために必要な財政的援助を行うよう努めるものとする。

2 市は、地域住民の自治会等への加入及び参加の促進に関する相談、情報の提供、助言等必要な措置を講じるよう努めるとともに、自治会等への加入及び参加の促進への理解を深めるために、積極的な広報及び啓発に努めるものとする。

- 3 市は、地域住民が自主的かつ自発的に自治会等を組織することを促進するための必要な支援に努めるものとする。
- 4 市は、自治会等との協働の推進を図るために、まちづくりセンター等における支援体制の充実に努めるものとする。

#### 【趣旨】

市が自治会・町内会への加入と参加の促進に関し行う施策について述べています。

#### 【解説】

##### 〈第1項関係〉

市は、地域住民の加入や参加を進めるための自治会・町内会の取組みや、自治会・町内会の組織や活動の維持のために、必要な財政的支援に努めます。財政的支援は、既存の制度の活用等も含め、市の財政全体の中で、必要性を勘案しながら進めていくものとします。

##### 〈第2項関係〉

自治会・町内会に関する情報提供を行うほか、相談に応じたり助言を行うこと、自治会・町内会やその役割の大切さなどについて理解を深め、加入と参加を進めるために、広報や啓発活動を積極的に行うことに努めます。

##### 〈第3項関係〉

自治会・町内会が組織されていない地域などで、そこに暮らす人々が自発的に自治会・町内会を立ち上げようとする場合に、相談や助言など必要な支援に努めます。

##### 〈第4項関係〉

自治会・町内会への支援は、自治会・町内会により近い部署で行うことが効果的と考えられることから、地域づくりの拠点である各まちづくりセンターの充実とともに、まちづくりセンターを中心とした地域のさまざまな部署や機関

の連携・協力により支援が効果的に進められるよう、体制の整備に努めていく  
ものです。

## その他

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 【解説】

この条例に定めのない事項については、要綱などに別に定めるものとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 【解説】

この条例は、平成26年6月30日に制定、公布され、同日付けで施行されています。



Q この条例の効果は、どのように計るのですか？

A 自治会・町内会への加入促進や支援は、「所沢市総合計画」において「地域コミュニティ」の「地域コミュニティの支援」に位置付けて進めており、この達成度を示す指標には、自治会・町内会に加入している世帯の割合を示す加入率を採用しています。加入率は、数値に表すことができる分かりやすい指標のひとつといえますが、「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」は、加入率の増加のみを目指すものではなく、自治会・町内会への加入と参加の促進を通じた地域コミュニティの活性化により、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会が実現することを目標としています。この効果を示すものとしては所沢市市民意識調査の「地域活動への関心度」や「地域活動への協力意向」などが考えられます。この条例は人々の意識に働きかけてゆくものであり、その効果は、時間をかけて表れていくものと考えます。

Q 地域にはいろいろな活動団体がありますが、自治会・町内会以外の団体への支援はどうなるのでしょうか。

A 所沢市は絆を紡ぐまちづくりを進めており、「所沢市総合計画」に基づき、「自治基本条例」に規定する地域コミュニティ全体に係る支援に努めることとしています。あわせて、「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」は、地域コミュニティの中でも大きな役割を果たしている自治会・町内会の加入と参加の促進を通して地域コミュニティを活性化しようとするものです。今後も、自治会・町内会も含めた地域で活動するさまざまな団体に対し、「所沢市総合計画」に基づく支援に努めていくものです。



## 所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例

平成 26 年 6 月 30 日

条例第 33 号

私たちのふるさと所沢は、狭山丘陵に代表される豊かな自然に恵まれ、鎌倉街道の拠点として発展した歴史と文化の息づくまちであり、日本で初めて飛行場がつくられた航空発祥の地でもあります。

このふるさと所沢を基盤に、それぞれの地域では、地域独自に育まれたまつりその他の有形無形の文化が、そこに暮らす人々の知恵や絆きずなにより大切に受け継がれ、豊かな地域コミュニティが形成されてきました。

しかしながら、住宅都市としての急速な発展や、少子高齢化や核家族化の進行、また、近年の人々の価値観や生活形態の多様化等とも相まって、地域コミュニティの希薄化が危惧されています。

このような中で発生した東日本大震災により、私たちは、人と人との絆や助け合いの大切さに改めて気づかされました。高齢者はもとより、若い世代や子どもも、つながり支え合う、人と人との絆が実感できるまちづくりが求められています。

本市の自治会・町内会は、その中心的な担い手であり、地域を元気にする自立的な活動主体であるとともに、公共的な役割を果たしており、人と人との絆を実感できるまちづくりを行政と協働して進めてきたパートナーです。

ここに、本市は、地域住民、自治会・町内会、事業者及び市の相互理解と協働により自治会・町内会への地域住民の加入と参加を進め、地域の人々がつながるよう元気な自治会・町内会を応援して、誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すために、この条例を制定するものです。

(目的)

第 1 条 この条例は、自治会等の活性化を推進するために、地域住民の自治会等への加入及び参加に関し、基本理念並びに地域住民、自治会等及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域住民の自治会等への加入及び参加を促進するための必要な事項を定め、もって誰もが安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 地縁に基づき形成された自治組織で、自治会、町内会その他の団体をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。

- (3) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（以下「住宅の建築等」という。）を業として行う者（これらの代理又は媒介をする者を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 自治会等への加入及び参加の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 地域において、誰もが安心して快適に暮らすために、自治会等が重要な役割を担っていること。
- (2) 地域住民の多様な価値観が尊重され、その自主的かつ自発的な取組が重要であること。
- (3) 自治会等の自立性や個性を損なわない配慮が必要であること。
- (4) 地域住民、自治会等、事業者及び市の相互理解と協働により行われること。

（地域住民の役割）

第4条 地域住民は、地域の一員であることを認識し、地域で安心して快適に暮らすために、自治会等が重要な役割を担っていることを理解し、自治会等への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めるものとする。

（自治会等の役割）

第5条 自治会等は、地域の中心的な担い手として、積極的かつ主体的な活動に努めるものとする。

- 2 自治会等は、地域住民の自発的な自治会等への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、自治会等の活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するよう努めるものとする。
- 3 自治会等は、地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担う人材の育成に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、事務所又は事業所が所在する地域の自治会等の活動への参加及び協力を努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会等へ加入し、又はその活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

（市の責務等）

第7条 市は、地域住民の自発的な自治会等への加入及び主体的な参加を促進するために必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、各種事業の実施に当たっては、関係部署の連携に努め、自治会等の負担に配慮するものとする。
- 3 市職員は、自治会等の重要性を理解するとともに、その職務の遂行に当た

っては、自治会等との協働に努めるものとする。

(住宅関連事業者による自治会等への加入促進等)

第8条 住宅関連事業者は、自治会等への加入及び参加の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

3 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者と当該住宅が所在する地域の住民との良好な近隣関係が保持されるよう努めるものとする。

(市による自治会等への加入促進施策等)

第9条 市は、自治会等への加入及び参加の促進に係る活動その他自治会等の組織及び活動の維持を支援するために必要な財政的援助を行うよう努めるものとする。

2 市は、地域住民の自治会等への加入及び参加の促進に関する相談、情報の提供、助言等必要な措置を講じるよう努めるとともに、自治会等への加入及び参加の促進への理解を深めるために、積極的な広報及び啓発に努めるものとする。

3 市は、地域住民が自主的かつ自発的に自治会等を組織することを促進するための必要な支援に努めるものとする。

4 市は、自治会等との協働の推進を図るために、まちづくりセンター等における支援体制の充実に努めるものとする。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例逐条解説

平成 27 年 3 月

発行 所沢市

編集 市民部コミュニティ推進課

(平成 27 年 4 月から名称が地域づくり推進課となります)

住所 〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目 1 番地の 1

電話 04-2998-9083